

## 7. 幼児教育の振興

(前年度予算額)	34,167百万円)
2019年度概算要求・要望額	54,107百万円
※事項要求含む	

### 1. 要 旨

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、2019年10月からの幼児教育無償化の実施を目指すとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

### 2. 内 容

#### (1) 幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費）【事項要求】

30,024百万円＋事項要求（30,024百万円）

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すこととされたことを踏まえ、幼児教育無償化を一気に加速する。また、「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成30年7月10日閣議了解）で示されたとおり、所要の額については予算編成過程において検討することとする。

#### (2) 幼児教育の質の向上

482百万円（279百万円）

##### ◆幼児教育実践の質向上総合プラン

445百万円（新規）

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。

##### ①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

200百万円（新規）

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内

容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

②幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 30百万円（新規）  
幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

③幼稚園の人材確保支援事業 85百万円（新規）  
幼稚園に優秀な人材を確保するため、先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

④幼児教育の質の向上のための評価実施支援事業 50百万円（新規）  
幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

⑤先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究 50百万円（新規）  
Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

⑥幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究 30百万円（新規）  
幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。  
(例：幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)

◆幼稚園教育課程の理解の推進 26百万円（26百万円）  
新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

◆ECEC Network事業の参加 11百万円 ( 7百万円)

OECD において計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

※ ECEC : Early Childhood Education and Care

(3) 幼児教育の環境整備の充実 23,600百万円 ( 3,864百万円)

◆認定こども園等への財政支援 21,100百万円 ( 3,348百万円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策（ブロック塀の安全対策含む）・バリアフリー化に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

認定こども園施設整備交付金 20,000百万円 (2,248百万円)

【負担割合：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

教育支援体制整備事業費交付金 1,100百万円 (1,100百万円)

【負担割合：国3/4 事業者1/4 等】

◆私立幼稚園の施設整備の充実 2,500百万円 ( 516百万円)

緊急の課題となっている耐震化（ブロック塀の安全対策含む）に取り組むとともに、幼稚園の施設の防災機能強化（ブロック塀の安全対策含む）、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率：1/3 等（Is値0.3未満の耐震補強・改築1/2等）】

## 1. 幼児教育無償化の実施

300億円+【事項要求】(300億円)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、**2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す**とされたことを踏まえ、**幼児教育無償化を一気に加速**する。

## 2. 幼児教育の質の向上

4.8億円(2.8億円)

### ○幼児教育実践の質向上総合プラン

4.5億円(2.5億円)

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施**への支援、**幼稚園教諭の専門性向上**に向けた免許上進を推進するとともに、**Society5.0時代の先端技術を活用**した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。

- ◆(新規)幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 200百万円
- ◆(新規)幼児教育の質向上のための評価実施支援事業 50百万円
- ◆(新規)幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 30百万円
- ◆(新規)先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究 50百万円
- ◆(継続)幼稚園の人材確保支援事業 85百万円
- ◆(新規)幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究 30百万円

### ○幼稚園教育課程の理解の推進

0.3億円(0.3億円)

各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

### ○ECEC Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。※ECEC：Early Childhood Education and Care

## 3. 幼児教育の環境整備の充実

236億円(39億円)

### ○私立幼稚園施設整備費

25億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化のための**耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策、ブロック塀等の安全対策等**の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※Is値0.3未満の耐震改築の嵩上げ(補助率：1/3⇒1/2)、園舎等のバリアフリー化事業の創設を要望

### ○認定こども園等への財政支援

211億円(33億円)

認定こども園の設置促進のため、**認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策(ブロック塀含む)・バリアフリー化**に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

- ◆認定こども園施設整備交付金 200億円
- ◆教育支援体制整備事業費交付金 11億円

## 幼児教育の無償化

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すこととされたことを踏まえ、幼児教育無償化を一気に加速する。

### 幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

### 1. 人づくり革命の実現と拡大

「人づくり革命」では、第一に、**幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。**（後略）

#### (1) 人材への投資

##### ① 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での**3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額※を上限）**（後略）

※月額2.57万円

#### (実施時期)

**2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。**

## 国庫補助限度額（平成30年度）

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯	308,000円 (0円)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	187,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

※ 上記表の（）内の金額は、保護者が実際に負担する月額の見込み。補助限度額は保育料の全国平均単価（308,000円）。

※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

※ ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯等を含む。

※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

# 幼児教育実践の質向上総合プラン

2019年度要求・要望額 445百万円  
 (前年度予算額 246百万円)



幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。**

### 【新規】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

200百万円（新規）

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要経費の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

### 【新規】幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

30百万円（新規）

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

### 【継続】幼稚園の人材確保支援事業

85百万円（74百万円）

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

### 【新規】幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

50百万円（新規）

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

### 【新規】先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究

50百万円（新規）

Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

指導方法や園内環境改善のための手法の開発

### 【新規】幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

30百万円（新規）

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。  
 (ex.幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)

# 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

2019年度要求・要望額 200百万円  
(前年度予算額 新規)



### 地方公共団体の体制に関する現状と課題

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
  - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
  - ・ 幼稚園児数の約8割、保育所在園児数の約6割、認定こども園在園児数の約9割が私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄
  - ・ 幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約半数、うち専門性を有するのは、約4割

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

### 幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 新幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

【H28～30のモデル構築】  
**幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの配置**  
 【成果と課題】  
 ・ 研修機会・参加者数の増（特に保育所、私立幼稚園）、幼小接続の進展、保育者の保育実践の向上等に貢献。  
 ・ 担当部局の教育・保育内容に係る事務が一体的に行われていないと、私立幼稚園や保育所に対する支援が広がりにくい。  
 ・ 取組を域内全体へ、日本全国へと広げる必要がある。

**事業概要**  
 地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要の費用の一部を補助する。

### 主な補助内容：

- 体制の充実** ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- 体制活用のための人材育成方針** ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用  
 保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など
- 体制の活用** ・ 研修支援、幼小接続の推進  
 保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など
- 域内全体への波及** ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り  
 都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1/2

### 主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
  - ※ 教育・保育内容に係る事務のみの一元化でも可
  - ※ 平成32年度当初からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

**国の役割**

国は、地方公共団体同士が互いに情報交換できるような、横のネットワーク化を図るとともに、本事業の評価・分析を実施する。

# 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

2019年度要求・要望額 30百万円  
(前年度予算額 新規)



### 背景

- 現職の幼稚園教諭は、二種免許状所有者が中心であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成(%)

	幼稚園				小学校				中学校			
	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

- 保育士資格の併有率は約82%と高い。 ※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、休日や長期休業期間中に履修するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。
- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、半数の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。

平成29年度

学校種	開設者数			開設状況	
	教育委員会	大学	計(都道府県数)	講習等数	単位数
幼稚園	20	5	25 (21)	77	90
特別支援学校	49	24	73 (47)	438	455

## 本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）  
 （二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）  
 第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状（中略）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

### 事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■ 委託先：大学\*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会  
 \*短期大学は専攻科を有する場合に限る。

<事業イメージ>

**期待される効果**

- 保育者の専門性の向上（特に、出産・子育てから復職する中堅職員のキャリアアップとして活用）
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教諭の社会的地位の向上

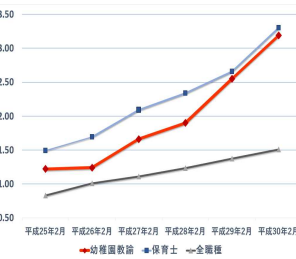
## 背景・課題

### 【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

(※)待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組の影響もあり、幼稚園関係者からは、幼稚園の人材確保がこれまで以上に困難となっているとの指摘。

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移 (H25~H30)



### 【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ **新規採用促進**  
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約25%  
(小学校教諭免許取得者の小学校への就職率：約50%)
- ・若年離職者が多い ⇒ **離職防止・定着促進**  
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約61%(小学校教諭：約8%)  
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年(小学校教諭：約17年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ **再就職促進**  
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約13%(小学校教諭：約27%)

## 事業の内容

◆各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及

平成31年度は、新たに、効果が見込まれる優良な取組(※)について他地域等において更なる効果検証を行うとともに、事業開始からこれまで3年間の取組全体について、第三者機関による客観的な分析を実施  
(※) 医師等の派遣による教員の負担感軽減、再就職支援コーディネーターによるマッチング、社会保険労務士等を活用した働き方改革 等

◆委託先・事業規模(予定) ①先導的な取組の支援: 15団体(都道府県及び幼稚園団体等) / 300万円~800万円程度  
②第三者機関による分析: 1団体(シンクタンク等) / 2000万円程度

養成校(学生)

幼稚園

離職者

### 新規採用促進

- ・合同就職説明会、魅力発信
- ・養成校との連携強化 等

### 離職防止・定着促進(働き方改革)

- ・労務環境改善に係る巡回指導・研修
- ・メンタルヘルス研修や専門家による相談 等

### 再就職促進

- ・離職時の登録制度、情報提供
- ・コーディネーターによるマッチング 等

### 期待される効果

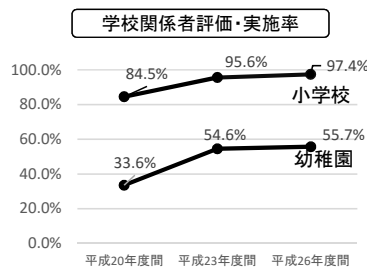
- ・各地域において、安定的な人材確保を可能とし、幼稚園の継続的な運営を保障する。
- ・各園における人材の定着及び経験者の再就職を促進することにより、経験豊かで力量のある幼稚園教諭を増加させ、幼児教育の質の更なる向上を推進する。

# 幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

**背景** 幼児教育の無償化の実施や、新しい幼稚園教育要領において「社会に開かれた教育課程」の理念が示される中、幼稚園等は教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが求められている。

### 【評価の現状と課題】

- ・幼稚園には自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務があるが、外部の視点が入った評価は一定程度行われているものの実施が進んでいない。
- ・各園における評価の結果活用が十分ではなく園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層活用していくことが必要。



### 【幼稚園現場での実施上の課題】

- ・幼稚園は1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さく評価の実施体制が弱い。
- ・他校種に比べ、評価を実施しない理由について、実施方法がわからない、時間的余裕がない等の回答割合が高い。

- 園の自主性に任せるだけでは評価の実施が進まないことが考えられるため、**都道府県・指定都市等が各園の評価実施を支援する取組を開発。**
- 各幼稚園において評価に基づいた教育活動や園運営の改善を図られることを目指す。

## 事業内容

◆委託先：12団体(都道府県・指定都市、幼稚園団体等)

◆事業実施期間：3年間

◆委託先における調査研究の内容

- ・必要に応じて専門家(※)と連携しながら、各園の評価実施を支援する有効な方法を検証する  
※各園や地域の実態に即した学校評価について知見のある人材(元園長、大学教授、公開保育コーディネーター等)

### (支援の観点例)

- ・各園に応じた評価項目の設定や評価指標の立て方・園の教育内容等に関する評価者との情報共有の在り方
- ・カリキュラム・マネジメントと関連させた学校評価の実践方法
- ・負担軽減に留意した効率的・効果的な評価結果のとりまとめや公表の方法 など

◆1団体あたりの事業規模：400万円程度

### ＜事業イメージ＞

#### 文部科学省

- 委託先の選定 ■事業実施の支援
- 成果普及 等

成果報告 委託

都道府県・指定  
都市教育委員会

連携

幼稚園団体

＜実施促進目標の提示＞

- 地域内のモデル園を決定。
- 園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援
- 園の課題に応じた有効な実施方法を検証し、成果をまとめて提示。 等

※自治体・団体間の連携については専門家の情報を共有したり、モデル園で保育を公開する機会を共有し域内の園に参加を働きかけることなどが考えられる。

### 調査研究を通じて期待される効果

都道府県・指定都市等による幼稚園への評価実施の支援が進み、各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善が図られる。

「Society 5.0に向けた人材育成（平成30年6月5日Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース）」 幼児教育関連部分のポイント

- 幼児期の教育においては、**幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活**を通して、一人一人に応じた総合的な指導が行われ、教師はそれぞれの発達段階に応じ、自発的な遊びを生み出すことが求められる。
- 一方、その特性ゆえに、**幼児行動や教師の指導の効果等が把握しづらい**ということが課題とされている。
- **Society5.0時代の先端技術の活用**などを通じて、**園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉し、経験則として継承・蓄積されてきた指導技術を可視化**すること等により、**幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援し、またその業務の負担軽減を図る**ことが考えられる。

## 事業内容

- 実装段階の先端技術を、下記の観点から幼児教育現場で活用する実証研究を行う。
  - (1) 教師支援や園内環境改善の観点から、センシング技術やAI、IoT等を活用し、優れた教師の持つ手法の見える化や若手教師との円滑なノウハウの共有等を促進する。
  - (2) 幼児教育における情報機器の活用の在り方について研究協力園と共に調査研究を行い、幼児の発達を支援するための効果的な活用方策や、教師同士の情報共有等に効果的な活用方策を示す。
- 委託先：大学等

### 幼児教育現場における Society 5.0時代の先端技術の活用可能性の例

- ・ 空気、騒音、照度などの環境センシングによる保育環境の測定
- ・ IoTカメラによる保育者や子供の行動解析
- ・ 顔認証技術を活用した個々の子供の活動記録の自動抽出による保育記録の作成
- ・ ウェアラブル型の動画カメラによる遊び中の社会性の計測

- ・ 教職員の専門性向上
- ・ 園の環境整備
- ・ 保育記録の共有・質の向上
- ・ 保育記録データの研修教材への活用
- ・ 安全管理
- ・ 教職員の事務的負担軽減
- ・ 指導の充実

# 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

## 背景

- 国では、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、大綱的基準である幼稚園教育要領を定めている。
- これまで概ね10年に一度改訂が行われてきているところであり、次期検討に向けて資料やデータを蓄積しておく必要がある。

## 目的

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。  
 ついては、幼稚園教育要領実施初年度の現場での取組状況を把握し、次期改訂の検討の際に、平成30年改訂の成果や課題を把握する際の基礎的な資料・データとする。
- また、幼児教育の教育課題に対応する調査研究を進め、次期改訂の検討の際の資料や、文部科学省が作成する指導資料の資料として活用する。

※前回の改訂スケジュール

2014年11月諮問 → 2016年12月答申 → 2017年3月告示 → 2018年4月実施

## 事業内容

### (1) 幼稚園教育要領の実施状況の調査

次期幼稚園教育要領の改訂に向け、新幼稚園教育要領が実施された平成30年度における教育課程や指導方法の改善状況等についての資料やデータを収集・分析する。【委託先：大学、研究機関 1件】

事業実施期間：1年間

### (2) 幼児教育における教育課題に応じた指導方法等の調査研究

昨今の教育課題について、全国の実態把握や効果的な指導の在り方について調査・分析する。

テーマは、①教員のキャリア形成を支える研修の在り方、②幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続に向けた教育課程や指導の工夫の在り方、③特別な支援を要する幼児への指導の在り方、④家庭教育との連携の在り方、⑤その他 を予定

【委託先：大学、研究機関、地方公共団体 5テーマ×2件】

事業実施期間：3年間

〔調査研究を通じて期待される効果〕 改訂の検討の際に必要な幼児教育の実践に関する資料やデータを収集し蓄積しておくことで、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容の充実が図られる。



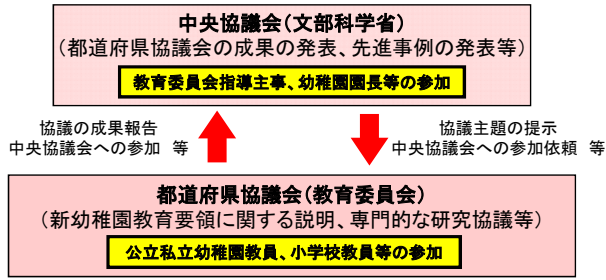
## 背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

## 事業内容

### 幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



### 幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

- 平成30年度  
指導資料第3集「幼児理解と評価」について、幼稚園教育要領の改訂とそれに伴う幼稚園幼児指導要録の改善を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 平成31年度(案)  
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。  
・特別な支援を要する幼児への指導の在り方について  
・幼児理解と教材研究の在り方について

## 期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

# OECD ECEC Network事業への参加

## 背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

## 事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

### 園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** (International ECEC Staff Survey) ※9カ国が参加中  
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

### 行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** (Quality beyond Regulations in ECEC) ※参加国数未定  
2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書(幼児教育・保育白書第6巻)を公表予定。

※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。  
※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。



## 事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策、ブロック塀等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化やエコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

## 対象事業内容

1. 耐震補強工事 ……耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化（ブロック塀等の安全対策を含む）
2. 防犯対策工事 ……門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
3. 新築・増築・改築事業 ……新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
4. アスベスト等対策工事 ……吹き付けアスベストの除去等
5. バリアフリー化工事 ……スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等
6. 屋外教育環境整備 ……アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
7. エコ改修事業 ……太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置



## 補助率

【1/2以内】……地震による倒壊等の危険性が高い（※）施設の耐震補強工事、耐震改築工事

※非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満

【1/3等以内】……上記以外

# 認定こども園等への財政支援



## 事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策（ブロック塀含む）・バリアフリー化に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

### 認定こども園施設整備交付金

20,000百万円（2,248百万円）

※平成30年度末までとしている「安心こども基金」の実施期限の延長についても要望

### 教育支援体制整備事業交付金

1,100百万円（1,100百万円）

#### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助（新增改築、大規模改修等）
- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分（いわゆる幼稚園部分）
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

#### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築等）
- ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



#### 防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



#### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業

- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合： 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



#### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 負担割合： 認定こども園の場合…国 1 / 2、事業者 1 / 2



#### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



#### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2



#### 園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合： 国 3 / 4、事業者 1 / 4



## 8. キャリア教育・職業教育の充実

(前年度予算額	184百万円)
2019年度要求・要望額	538百万円

### 1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」や「教育再生実行会議」の提言等を踏まえ、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための先進的な卓越した取組の実践研究を推進する。

### 2. 内 容

#### (1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 24百万円(27百万円)

##### ①小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育(進路指導を含む)が明確に位置付けられるとともに、中学校の入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路指導の在り方等について調査研究を実施する。(2地域)

##### ②小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を実施する。(11地域)

##### ③キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

#### (2) 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

17百万円(8百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕  
「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。(30人)

#### (3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

97百万円(149百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定した実践研究を実施し、成果の普及を図るとともに、専門高校の魅力発信に関する調査研究を行う。

#### (4) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【再掲】400百万円(新規)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」

や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

# 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

2019年度要求・要望額 41百万円  
(前年度予算額 35百万円)



## 事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要となる基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

## 取組内容

### 1. キャリア教育の普及・啓発 1百万円(1百万円)

#### ◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。



### 2. キャリア教育推進体制の構築 40百万円(34百万円)

#### ◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられ、中学校の入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。  
【委託先：都道府県教育委員会等、2地域】

2百万円(2百万円)

#### ◆小・中学校等における起業体験推進事業

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。【委託先：都道府県教育委員会等、11地域】

17百万円(17百万円)

#### ◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。  
【委託先：都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数：30人】

17百万円(8百万円)

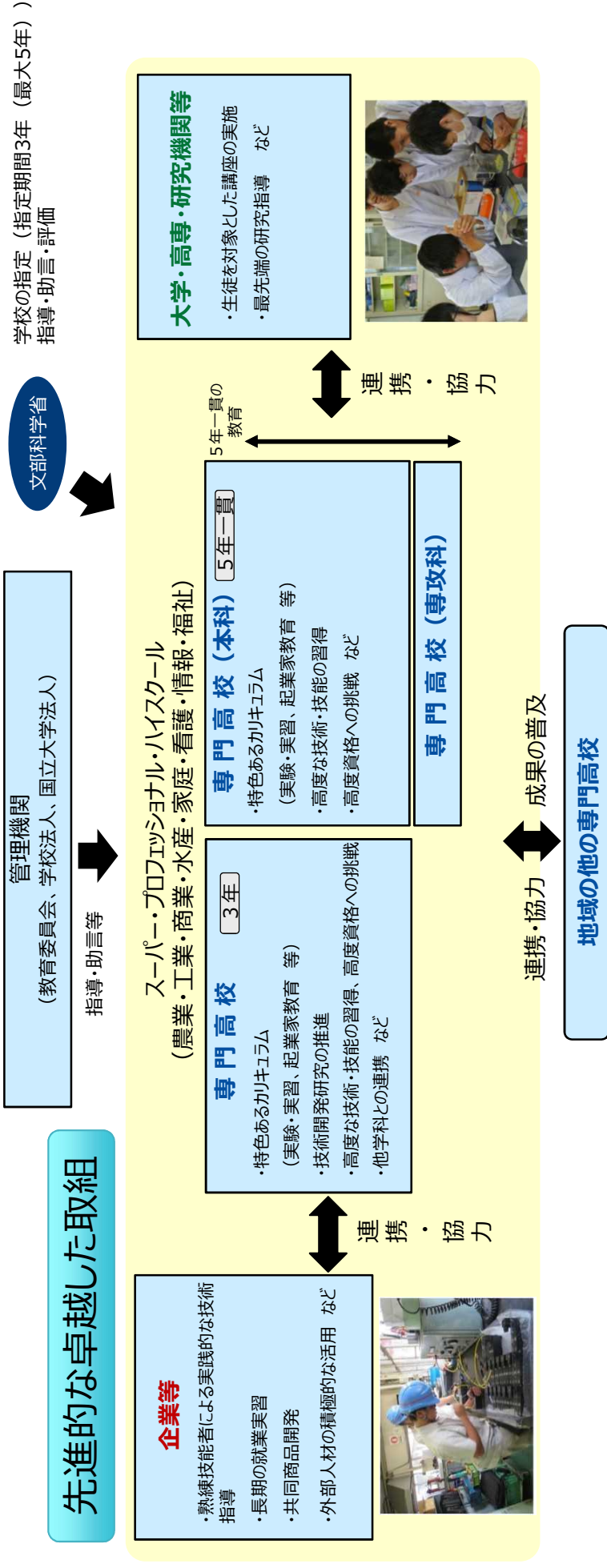
#### ◆子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用

職場体験活動、社会人講話及び出前授業等の推進に当たり、「学校側が望む支援」と「地元企業や地域社会が提供できる支援」のマッチングを図るためのポータルサイトを運用する。

3百万円(2百万円)

## (1) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。



・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成  
・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

## (2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

HACCPの実践や認証の取得の先進事例に関する調査研究を行い、その成果を広く全国に発信することで、農業高校及び水産高校における HACCP認証の取得等を促進し、専門高校の魅力向上させる。

# 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

(新規)

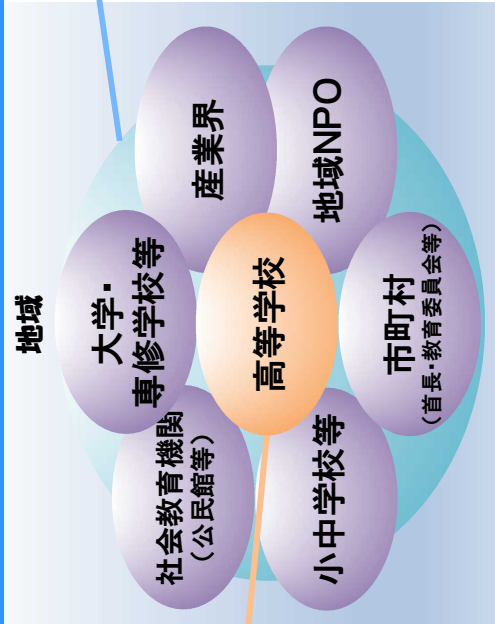
2019年度要求・要望額 400百万円



文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

## 高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



### 高等学校

- ・ 地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- ・ 専門人材の配置等、学内における実施体制を構築
- ✓ 地域における活動を通じた探究的な学びの実現 (新高等学校学習指導要領への対応)
- ✓ 学校の中だけではできない多様な社会体験

### コンソーシアム

- ・ 将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- ・ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ✓ 高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やリターンが促進される
- ✓ 地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

## 標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

### 【プロフェッショナル型】

- 〈専門学科中心10校程度〉  
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成
- ～特徴・取組例～
- ・ 地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
  - ・ ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、現場産業を支える人材を育成 など

### 【地域魅力化型】

- 〈普通科中心20校程度〉  
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成
- ～特徴・取組例～
- ・ 地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
  - ・ 衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

### 【グローバル型】

- 〈学科共通20校程度〉  
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。
- ～特徴・取組例～
- ・ グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
  - ・ 海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
  - ・ 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
  - ・ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など

## 9. 学校健康教育の推進

(前年度予算額)	223百万円)
2019年度要求・要望額	235百万円

### 1. 要 旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、がん教育をはじめとする学校保健、学校を核として家庭を巻き込んだ食育の推進を図る。

### 2. 内 容

(1) 学校保健推進事業 104百万円 ( 99百万円)

・がん教育総合支援事業 39百万円 ( 33百万円)

新学習指導要領等に対応したがん教育の取組を推進するため、全国でのがん教育の実施状況を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、先進事例の普及・啓発を図る。

(2) 学校給食・食育総合推進事業 131百万円 (124百万円)

・つながる食育推進事業 66百万円 ( 51百万円)

栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

#### 《関連施策》

- ・学校安全推進事業
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業



# がん教育総合支援事業

2019年度要求・要望額  
(前年度予算額)

39百万円  
33百万円)



文部科学省

**背景**

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とらうに、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から平成34年度までの6年間を対象とした第三期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に学習指導要領の対応を検討する必要がある。

**課題**

- ① **教員のがんについての知識・理解が不十分**  
健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
- ② **がん教育の全国への普及・啓発が必要**  
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。
- ③ **外部講師の活用体制の一層の充実が必要**  
がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

## 課題解決のための事業概要

### 新学習指導要領に対応したがん教育の実施

#### 継続

#### 新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

[ 8 箇所 ]

- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

継続

相互に連携

#### 拡充

#### 地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でがん教育の実施状況調査の結果を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援する。

- 教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布
- 学校医、がん専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施
- 都道府県等で外部講師名簿作成等、活用体制の整備【新規】 [12箇所]

### 成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実に促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

# つながる食育推進事業

2019年度要求・要望額  
(前年度予算額)

66百万円  
51百万円)



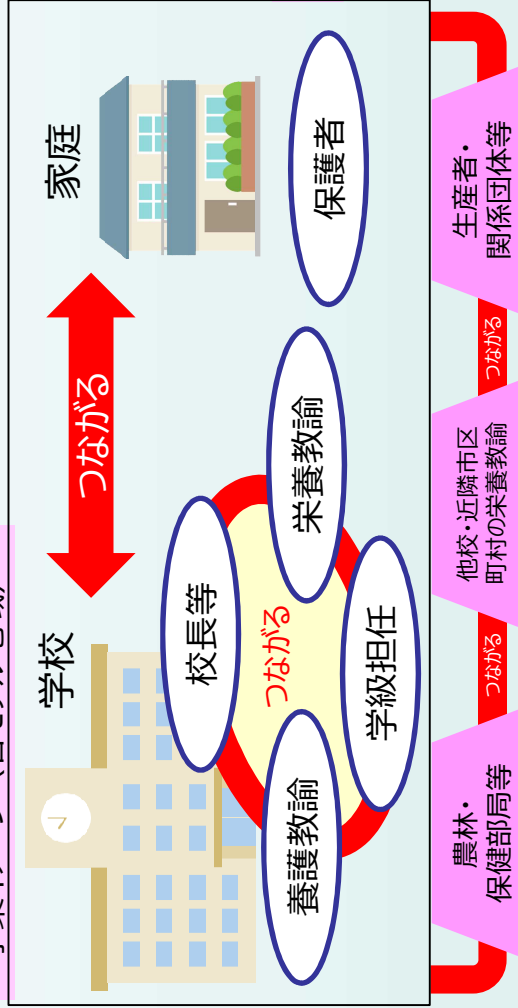
## 現状と課題

食育については、これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

## 事業概要

- ① 栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
  - ② 学校において、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。
- あわせて、新しい学習指導要領に基づき食育を推進するため、給食の時間や各教科等の中で活用できるよう食育を体系的にまとめた中学生向けの教材の作成を行う。

## 事業イメージ（各モデル地域）



## 取組の実施・検証（各モデル地域）

児童生徒や保護者の変化に係る指標をあらかじめ設定

- ・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、ゆっくりより噛んで食べることや食事マナーに対する意識の向上及び実践、伝統的な食文化や行事食の学び、食事の際の衛生的な行動
- 栄養教諭の実践的な指導力向上の取組の推進
- ・モデル地域の栄養教諭間の連携強化、研修の実施

関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発

望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施

栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発

栄養教諭間の連携強化（新規採用や任用換えの栄養教諭への支援）

中核となった栄養教諭や実践事例の研修（校内・地域）での活用

児童生徒の食に関する自己管理能力の育成

栄養教諭の実践的な指導力の向上

## 効果検証・普及（文部科学省）

事業終了後に全国の取組の効果を検証

- ・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ
- ・実効性のある取組を全国へ普及
- ・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知
- ・教材作成により、食に関する指導を充実
- ・栄養教諭を中核とした食に関する実践的な指導の普及・充実

# 10. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進

(前年度予算額	2,421百万円)
2019年度要求・要望額	2,425百万円)

## 1. 要 旨

現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校教育を推進するため、学校統合を契機とした魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図る。

## 2. 内 容

### (1) 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

39百万円 (35百万円)

①広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助の在り方を調査研究するとともに、②市町村における、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するなどして、活力ある学校づくりを推進する。

### (2) へき地児童生徒援助費等補助金

2,313百万円 (2,313百万円)

- ・へき地教育振興法に基づき、離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。
- ・学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。

### (3) 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

73百万円 (74百万円)

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生

徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

《関連施策》

- ・教職員定数の増（統合校・小規模校への支援　＋75人）
- ・学校施設整備（公立小中学校の統合校舎等の新增築事業、学校統合に伴う既存施設の改修事業等）

# 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

2019年度要求・要望額 39百万円  
(前年度予算額 35百万円)

文部科学省

## 背景説明

- 人口規模及び構成の推移をみると、2017年に1,559万人であった年少(0～14歳)人口は、2025年には1,407万人を割り、2035年には1,246万人の規模になると推計されている。
- 少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなることや新学習指導要領を効果的に実施する上で課題の顕在化。



## 目的・目標

都道府県等の支援を通じて、設置者である各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を共有した上で、それぞれの地域で多様な人々との協働が可能な活力ある学校づくりを推進する。

## 「都道府県の指導・助言・援助の在り方」を調査研究

約21百万円(1か所あたり約88万円)

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行う。【新規】

### (研究内容)

- ・ 基準やガイドライン、手引等の策定
- ・ 情報提供機能の強化
- ・ カリキュラム開発への支援
- ・ 教職員研修の充実 など

## 「取組モデル創出」のための調査研究

約16百万円(1か所あたり約124～242万円)

- 市町村における、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出する。また、国が取組モデルを分析し、事例報告会等の開催を通じて好事例を全国に普及する。

### (研究内容)


- ・ 統合により生じる課題への対抗方策
- ・ 小規模校のメリット最大化とデメリット最小化方策 など

## ＜経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)＞

成果、事業を実施して、期待される効果

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

2018 (平成30) 年度 2/3  
2020 (平成32) 年度 100%

2016 (平成28) 年度 58%  2020 (平成32) 年度 100%

課題のある市町村全体から、上記「課題はあるが現時点で検討の予定は立っていない」142%を除いたもの。

# へき地児童生徒援助費等補助金

2019年度要求・要望額 2,313百万円  
(前年度予算額 2,313百万円)



文部科学省

## I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。



## II 補助内容

(1) スクールバス・ポート等購入費 597百万円(597百万円)

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ポート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,437百万円(1,437百万円)

### A 遠距離通学費

1,287百万円(1,287百万円)  
学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。また、激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校又は義務教育学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

### イ 寄宿舍居住費

33百万円(33百万円)

小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舍に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舍居住に要する経費を免除する都道府県又は市町村の事業に対する補助

### ウ 高度へき地修学旅行費

117百万円(117百万円)

高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村に対する補助

(3) 保健管理費 45百万円(45百万円)

へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るため、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検査の実施を行うために必要な経費に対する補助

(4) 離島高校生修学支援事業 234百万円(234百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県又は市町村に対する補助

## III 補助率

1/2 (高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検査の実施に必要な経費については1/3)

## IV 補助事業者

都道府県・市町村



### 被災地通学バス等購入費補助

東日本大震災の被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ポートを購入する事業に対する補助  
補助率：1/2 補助事業者：都道府県・市町村

(復興特別会計) 31百万円(34百万円)

## ◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

### 定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

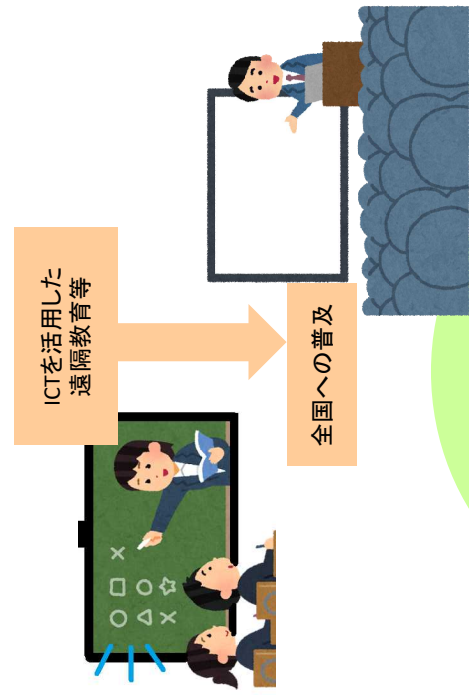
新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築



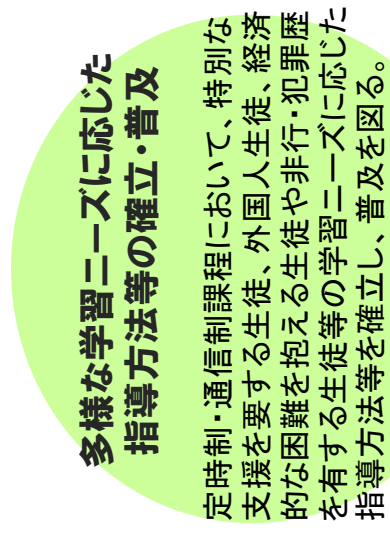
ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及



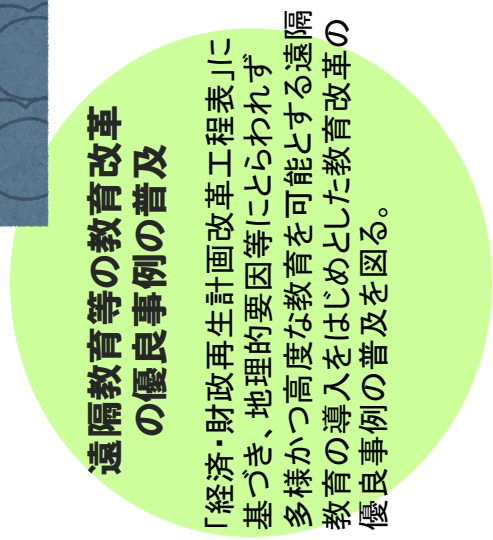
### 多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。



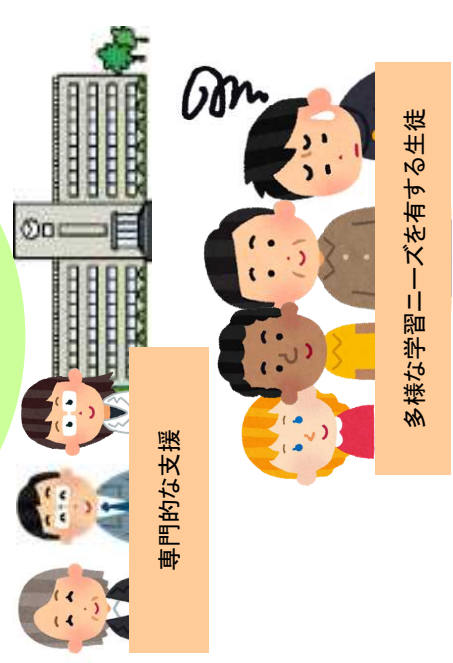
### 遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。



専門的な支援

多様な学習ニーズを有する生徒



# 11. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

(前年度予算額 2,398百万円)  
2019年度要求・要望額 2,777百万円

## 1. 要求要旨

切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## 2. 内 容

### (1) 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,910百万円 (1,600百万円)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助する。〔補助率1/3〕

- ・特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

- ・特別支援教育専門家配置
  - ・医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人

### (2) 学校における医療的ケア実施体制構築事業 61百万円 (59百万円)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。 20地域

### (3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 233百万円 (280百万円)

- ・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

20箇所 等

### (4) 学校と福祉機関の連携支援事業 11百万円 (新規)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

4箇所



**(5) 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業**

**52百万円 ( 50百万円)**

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

- ・特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等  
38箇所

**(6) 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実**

**146百万円 ( 104百万円)**

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実に資するための実践研究等を行う。

25箇所

**(7) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解 (心のバリアフリー)の推進事業**

**69百万円 ( 86百万円)**

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進を図る。

26地域

**(8) 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト**

**219百万円 ( 146百万円)**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等について実践的な調査研究等を実施する。

等

※上記のほか、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費負担等」12,567百万円 (11,567百万円)

[補助率1/2]

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・学校施設整備 (特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)

# 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度要求・要望額 2,777百万円  
(前年度予算額 2,398百万円)



文部科学省

- 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,910百万円 (1,600百万円) [補助率1/3] (拡充)  
平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。  
◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備  
特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。  
◆特別支援教育専門家配置 (拡充)  
医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人 (+300人)

- 学校における医療的ケア実施体制構築事業 61百万円 (59百万円) (拡充)  
学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。
- 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 233百万円 (280百万円)  
◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業等  
小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

- 学校と福祉機関の連携支援事業 110百万円 (新規)  
障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効果的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

## (上記以外の施策：就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

- 特別支援教育就学奨励費負担等 12,567百万円 (11,567百万円) [補助率1/2]
- 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,299百万円 (1,087百万円)
- 特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- 学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]

- 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 52百万円 (50百万円) (拡充)  
特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。  
◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施等
- 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実 146百万円 (104百万円) (拡充)  
教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

- 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 69百万円 (86百万円)  
教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

- 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 219百万円 (146百万円) (拡充)  
発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度要求・要望額 1,910百万円  
 (前年度予算額 1,600百万円)



文部科学省

## 背景説明

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。



## 目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

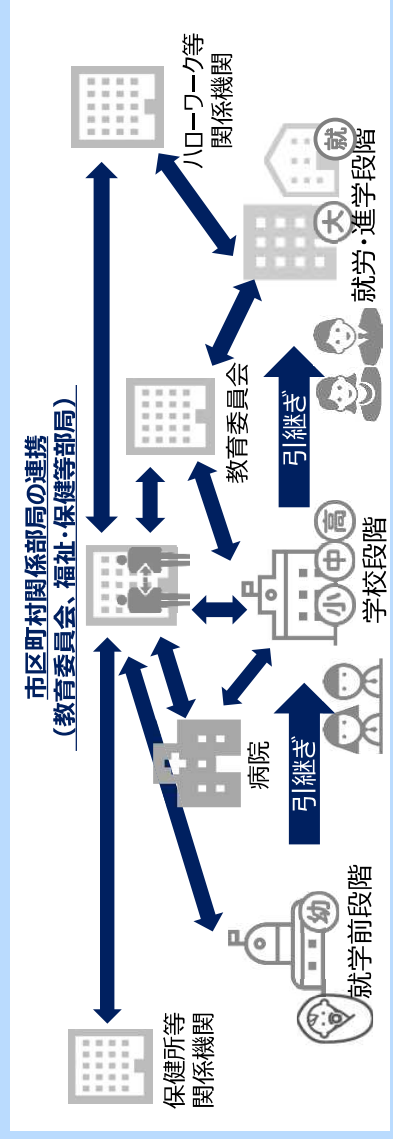
- ◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人
- ◇補助率 1/3

## Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

### 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みの整備**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**

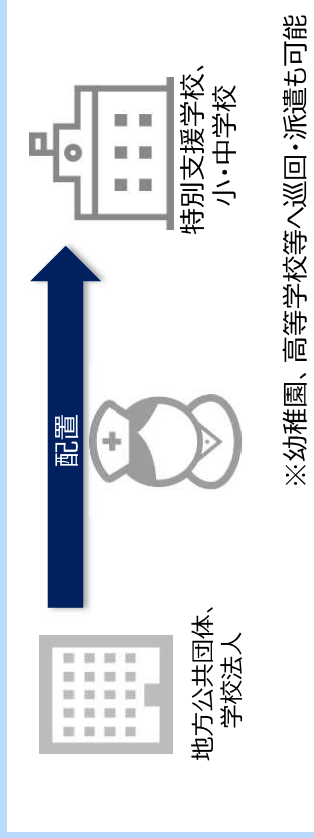
- ・上記取組における普及啓発



## Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

### ① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実に図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



### ② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

# 学校における医療的ケア実施体制構築事業

2019年度要求・要望額 61百万円  
 (前年度予算額) 59百万円



医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要  
 な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。  
 学校において、こうした高度な医療的ケアにも対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケ  
 ア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

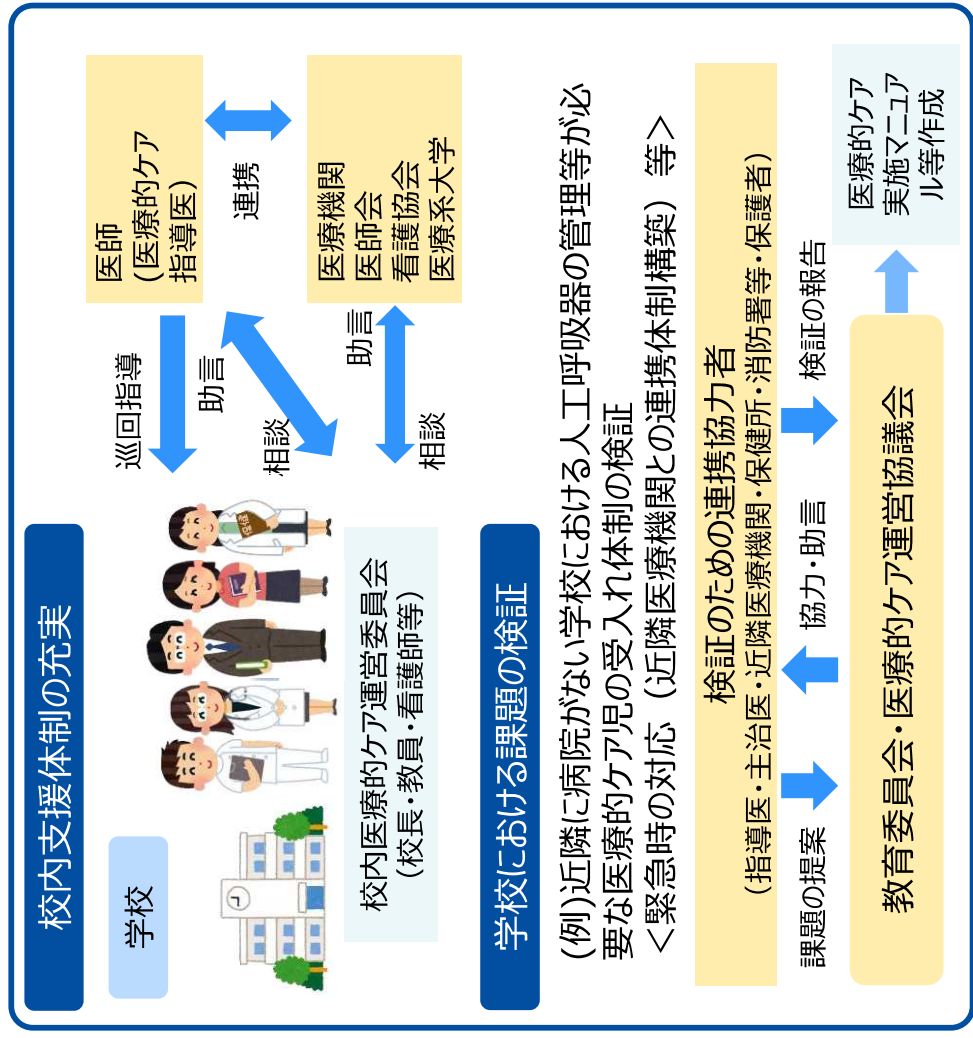
## 概要

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：20地域

- 医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
  - ・学校巡回指導
  - ・校内医療的ケア運営委員会での助言
  - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等

- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。

- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケアにも対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。  
 教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。





## 背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

- 教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- 保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

## 目的・目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

## 事業内容

### 都道府県・市区町村 4 地域

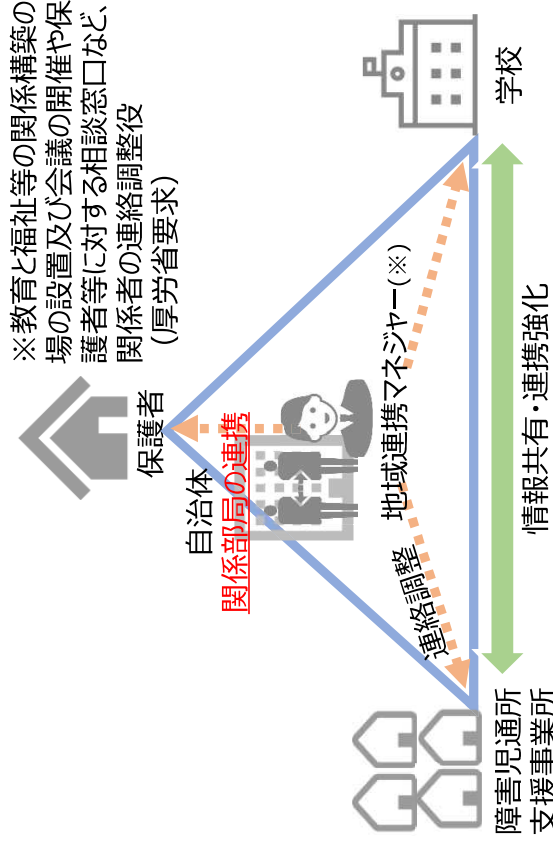
#### ○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

#### ○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

- ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
- ・相互理解の促進（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
- ・年間を通じて関係者間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含み、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

#### ○調査分析支援員の配置



情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）  
現状を把握・分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

## 1 2. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額	2,205百万円)
2019年度要求・要望額	2,730百万円

### 1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

### 2. 内 容

#### (1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】1,978百万円(1,484百万円)

〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの配置の増(7,500人→10,000人)
- ・高等学校のための配置(47人)
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人→1,500人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置 等

[目標] 平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置  
H31: 10,000人 (H30: 7,500人) (ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

## (2) 高校生等の就職・就学支援等

### ○高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

73百万円 (74百万円)

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

## (3) 要保護児童生徒援助費補助

679百万円 (647百万円)

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施する。また、一億総活躍社会の実現に向けて、制服代やランドセル代を支援する「新入学児童生徒学用品費等」や「修学旅行費」の単価の引き上げ、「卒業アルバム代等」の費目新設を行い、就学援助の着実な取組を支援する。

## ※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害等対応分）を実施

630百万円 (274百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震などの大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

## 《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消 500人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・幼児教育無償化の実施
- ・特別支援教育就学奨励費負担等
- ・地域学校協働活動推進事業

(参考：復興特別会計)

◇被災児童生徒就学支援等事業

4,431百万円(5,217百万円)

[補助事業者：都道府県]

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。



# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度要求・要望額 6,851百万円  
(前年度予算額 6,053百万円)

文部科学省

## スクールカウンセラー等活用事業

平成31年度概算要求額 4,873百万円  
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:27,500校

- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

## <学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,500校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成31年度概算要求額 1,978百万円  
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:10,000人

- ①小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

## <教育委員会等>



## <家庭>

## <福祉関連機関>

- ②貧困・虐待対策のための重点配置 1,500人(1,000人)
- ③高等学校のための配置 47人(47人)
- ④質向上のためのSV配置 47人(47人)



窓口



※( )は前年度

## ◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとられず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

### 定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

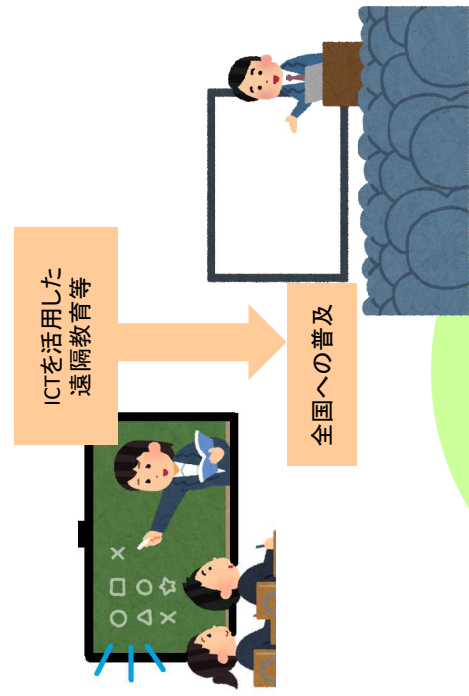
新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築



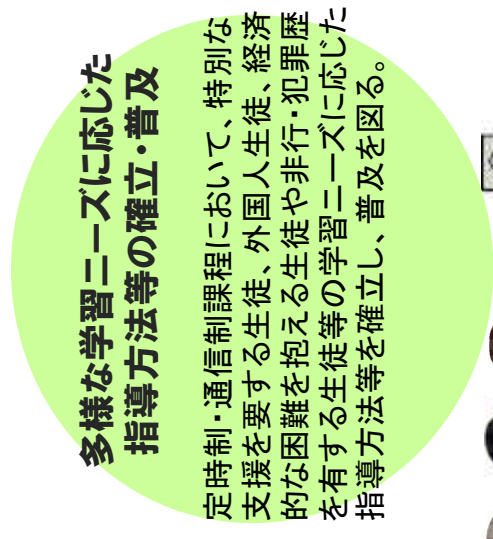
ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及



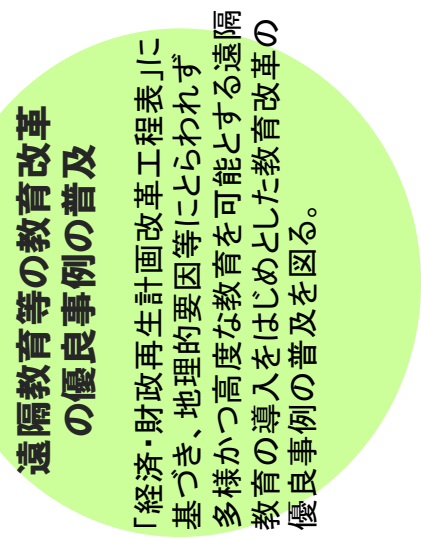
### 多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。



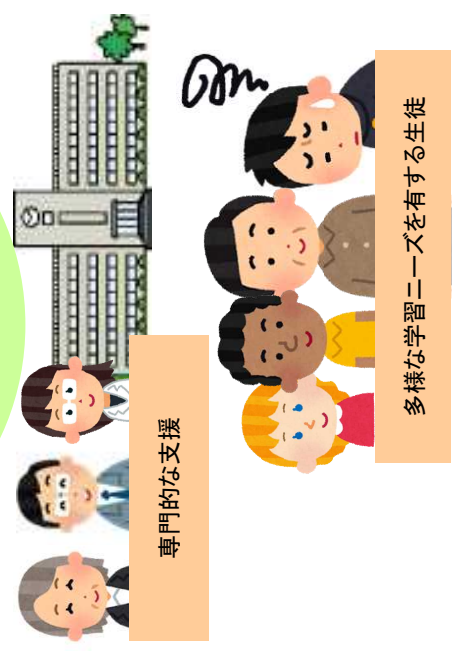
### 遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとられず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。



専門的な支援

多様な学習ニーズを有する生徒



# 要保護児童生徒援助費補助金

2019年度要求・要望額 6.8 億円  
(前年度予算額 6.5 億円)



## 背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。



## 目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



## 事業内容

### 【要保護者への就学援助】

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目： 学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学旅費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。  
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

- ◆国庫補助率： 1/2（予算の範囲内）

- ◆平成31年度概算要求事項

・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

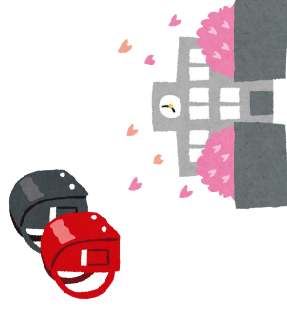
小学校： 40,600円 → 63,100円（+22,500円） 中学校： 47,400円 → 79,500円（+32,100円）

・「修学旅行費」の単価引き上げ

小学校： 21,490円 → 22,300円（+810円） 中学校： 57,590円 → 59,800円（+2,210円）

・「卒業アルバム代等」を補助対象費目に追加（新設）

小学校： 10,800円 中学校： 8,640円



### 【準要保護者への就学援助】

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

# 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害等）

2019年度要求・要望額  
(前年度予算額)

6.3億円  
2.7(億円)



## 背景説明

- 大規模災害等により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。

## 目的・目標

- 被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。

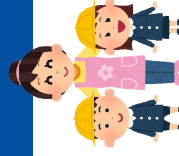


## 事業内容

- 大規模災害等により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部(2/3)を国庫で支援する。
- 平成31年度からは、従来の熊本地震への対応に加え、新たに平成30年7月豪雨への対応分も計上。
  - ・平成28年熊本地震 対応分 (3.2億円)【継続】
  - ・平成30年7月豪雨 対応分※ (3.1億円)【新規】 ※平成30年度においても、自治体からの被災状況を踏まえた要望があり次第、必要な支援を実施。

## 【幼稚園等】

- (対象者) 震災により幼稚園等への就学支援が必要となった世帯の幼児  
(震災により所得階級区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業等
- (対象経費) 保育料、入園料



## 【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

## 【高等学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

## 【私立高等学校等】

- (対象者) 震災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

## 【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

## 【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
  - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

# 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

2019年度要求・要望額 44億円  
 (前年度予算 52億円)

【東日本大震災復興特別会計】



## 背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

## 目的・目標

○被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



## 事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

＜現状＞

○本事業の支援者数は、発災直後には約6万8千人（うち、被災3県は約5万4千人）であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。  
 ○平成29年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約2万9千人（うち、被災3県は約2万6千人）が支援対象となっている。

## 【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就学支援が必要となった世帯の幼児  
 (震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)  
 (対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等  
 (対象経費) 保育料、入園料

## 【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒  
 (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

## 【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
 (震災により支弁区分が変更となった者も含む)  
 (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業  
 (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、  
 学校給食費 等



## 【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
 (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業  
 (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等  
 ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



## 【私立学校】

(対象者) 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒  
 (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

## 【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
 ・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上  
 ・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上  
 (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業  
 ※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

## 成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

### 13. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

(前年度予算額	1,194百万円)
2019年度要求・要望額	1,194百万円

#### 1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。(平成29～33年度の5年間実施)

#### 2. 内 容

##### 【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、  
特別支援学校（小学部、中学部）

##### 【支給額】

最大で10万円（年額）

# 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

## 背景説明

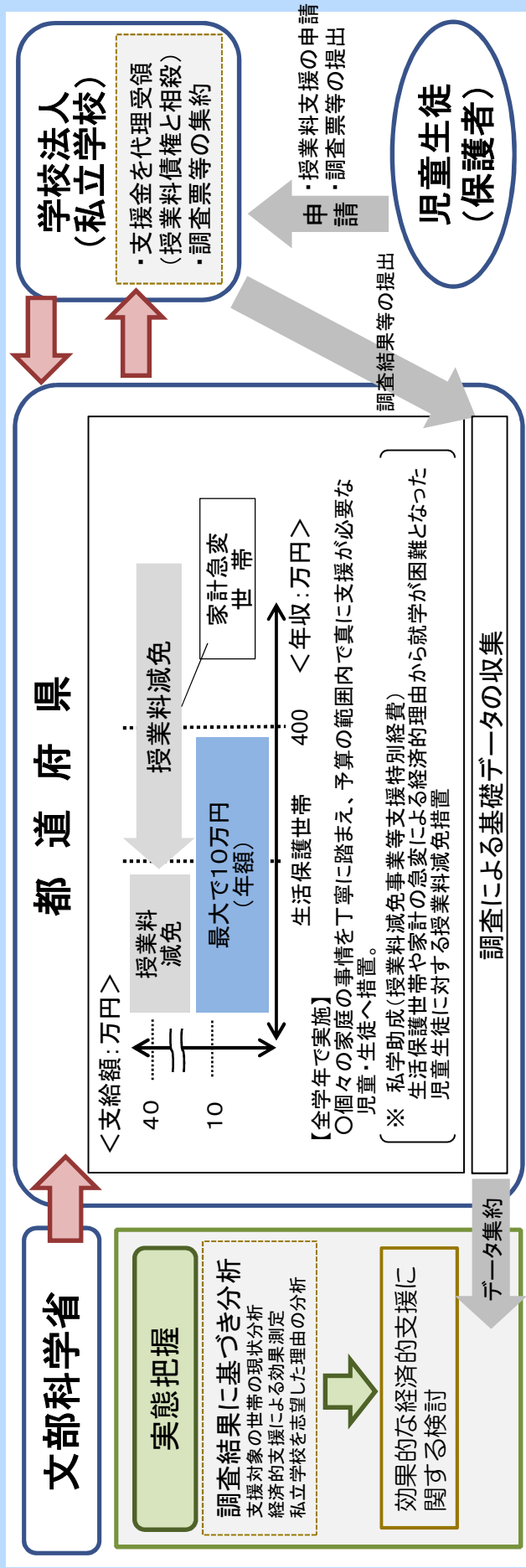
- 国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
- 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- 私立小学校の授業料平均は約4.3万円、私立中学校の授業料平均は約4.1万円であり、家庭の経済的負担が大きい。  
(教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。)

## 目的・目標

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行うつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

## 事業内容

- ◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学されているもの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】2017年度～2021年度



**成果、事業を実施して、期待される効果**

私立小中学校等を希望した理由や家庭の経済状況などについて調査結果に基づき分析を行うことで、効果的な経済的支援に関する検討が可能となる。

## 14. 高校生等への修学支援

(前年度予算額)	384,114百万円)
2019年度要求・要望額	385,663百万円)

### 1. 要 旨

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### 2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 371,091百万円 (370,835百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 368,601百万円 (367,812百万円)

#### 【支給額】

- 高等学校等に在学する者に対して年額118,800円を支給(学校設置者が代理受領)。
- 保護者等の年収が910万円以上程度(道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円以上)世帯の者に対しては、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。

年収270万円未満程度〔非課税(*)〕	297,000円 (2.5倍)
年収270～350万円未満程度〔85,500円未満(*)〕	237,600円 (2.0倍)
年収350～590万円未満程度〔257,500円未満(*)〕	178,200円 (1.5倍)

〔\*道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額〕

【※年収は両親と子供2人世帯の場合の目安】

#### 【対象学校種】

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,476百万円 (3,008百万円)

高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 13百万円 (15百万円)



## (2) 高校生等奨学給付金

14,572百万円(13,279百万円)

### 【支給対象】

- 生活保護受給世帯、非課税世帯
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象となっている高等学校等(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校(高等課程)等)に在学し、且つ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること(特別支援学校高等部の生徒を除く)。

### 【給付額】

非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。(学びの基礎診断受検の負担増等への対応。)

#### ○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

#### ○非課税世帯【全日制等】(第1子単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 80,800円 → 90,300円(+9,500円)
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 89,000円 → 98,500円(+9,500円)

#### ○非課税世帯【全日制等】(第2子単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

#### ○非課税世帯【通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

# 高校生等への修学支援

2019年度要求・要望額 3, 8 5 7 億円  
 (前年度予算額 3, 8 4 1 億円)



## 背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

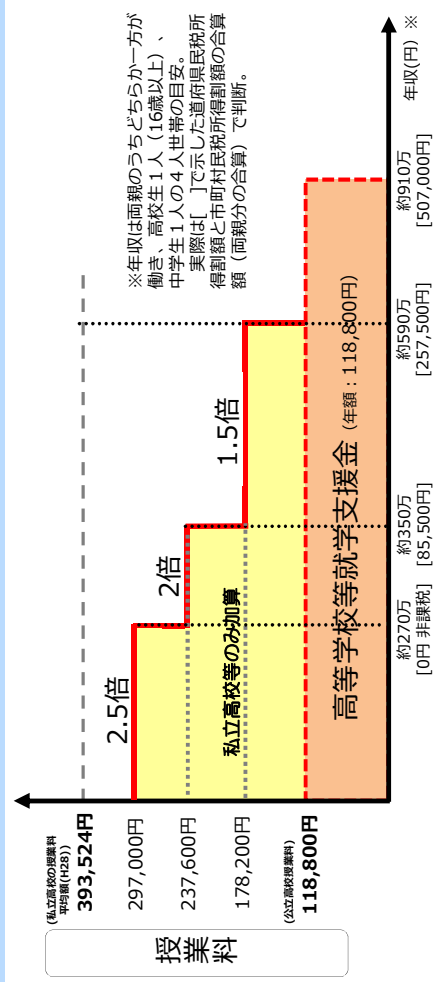
## 目的・目標

○ 高等学校等の授業料及び授業料以外の教育費に充てるために、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 高等学校等就学支援金等

3,711億円 (3,708億円)

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



## 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

146億円 (133億円)

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
 ※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学金用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1/3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きいき15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度概算要求事項  
 ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（+9,500円）  
**【13億円増】（学びの基礎診断受検による負担増等への対応）**

世帯区分	給付額 (年額)
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立 32,300円 私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	80,800円 ↓(+9,500円) 国公立 90,300円 私立 89,000円 ↓(+9,500円) 98,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立 129,700円 私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円 私立 38,100円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 15. Society5.0に向けた人材育成

(前年度予算額 一百万円)  
2019年度要求・要望額 1,317百万円

## 1. 要 旨

「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日)において取りまとめた3つの方向性(①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却)に基づき、Society5.0という新たな時代に向けた具体的施策を展開する。

## 2. 内 容

- ◆**学校における未来型教育テクノロジーの効果的な活用に向けた開発・実証推進事業** 700百万円(新規)  
「公正に個別最適化された学び」等の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる未来型教育テクノロジーの開発・実証を行う。
  
- ◆**先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究** 50百万円(新規)  
Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、園内環境や幼児行動、教師の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための取組を推進する。
  
- ◆**WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業** 167百万円(新規)  
これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議等の開催や高等学校のアドバンスト・ラーニングネットワークの形成により、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアムにおける拠点校を目指した取組を実施。(拠点校数：10校程度)
  
- ◆**地域との協働による高等学校教育改革推進事業** 400百万円(新規)  
新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

# 学校における未来型教育テクノロジーの効果的な活用に向けた開発・実証推進事業

2019年度要求・要望額 700百万円【新規】



文部科学省

## 背景・課題

- Society5.0の時代において、人間としての強みを発揮していくためには、全ての子どもたちが、基礎的読解力や数学的思维的思考力など基盤的な力を確実に習得することが重要。
- その際、学校において**AI等の先端技術を利用した未来型教育テクノロジー（いわゆる「EdTech」を含む）を効果的に活用することにより、全ての子どもたちに対し、一人一人の進捗や能力、関心に応じて最適化された学び（「公正に個別最適化された学び」）を提供できる可能性。**
- しかしながら、学校における「EdTech」等の未来型教育テクノロジーの導入に際しては、教育委員会や学校現場における知見等が十分でなく、期待できる効果や生じる負担が予見できない中、先導して取り組みにくい等の課題がある。

## 目的・手法

- 学校現場と企業等との協働により、**学校教育において効果的に活用できる未来型教育テクノロジーを開発・実証。**
- その際、提案者（学校設置者）の創意工夫の幅を保ちつつ、広く現場のニーズ・課題を反映した開発・実証となるよう、**文部科学省が「戦略的開発・実証領域」を設定。**
- 事業成果を全国へ普及・展開することにより、**「公正に個別最適化された学び」等を広く実現し、学校教育の質の向上につながる。**

## 事業概要

- 【事業期間】 原則4年
- 【対象校種】 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 【主な経費】
- ✓ 学校現場と企業等の協働による、学校教育の質の向上に向けた未来型教育テクノロジーの効果的な活用の在り方に係る開発・実証等に要する経費（先端技術自体の開発ではなく、学校における実装に必要な経費を想定）
  - ✓ 実証に係る先端技術の適用・利用に係る経費
  - ✓ 実証に必要な追加的なインフラ活用等に要する経費

## 「戦略的開発・実証領域」（仮）

1. 一人一人の**能力や適性、学習状況（スタディ・ログ）に応じた学びの個別最適化**
2. 支援が必要な児童生徒の**早期発見、支援の個別最適化**
3. 教員の指導力の分析による**教員の資質能力の向上**
4. 児童生徒の学習データ等の蓄積・活用による、**教職員・保護者の負担軽減や教育施策の改善・充実**

# 先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究


「Society 5.0に向けた人材育成（平成30年6月5日Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース）」幼児教育関連部分のポイント

- 幼児期の教育においては、**幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活**を通して、一人一人に応じた総合的な指導が行われ、教師はそれぞれの発達段階に応じ、自発的な遊びを生み出すことが求められる。
- 一方、その特性ゆえに、**幼児行動や教師の指導の効果が把握しづらい**ということが課題とされている。
- **Society 5.0時代の先端技術の活用**などを通じて、**園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉し、経験則として継承・蓄積されてきた指導技術を可視化**すること等により、**幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援し、またその業務の負担軽減を図ることが考えられる。**

## 事業内容

- 実装段階の先端技術を、下記の観点から幼児教育現場で活用する実証研究を行う。
  - (1) 教師支援や園内環境改善の観点から、センシング技術やAI、IoT等を活用し、優れた教師の持つ手法の見える化や若手教師との円滑なノウハウの共有等を促進する。
  - (2) 幼児教育における情報機器の活用の在り方について研究協力園と共に調査研究を行い、幼児の発達を支援するための効果的な活用方策や、教師同士の情報共有等に効果的な活用方策を示す。
- 委託先：大学等

## 幼児教育現場における Society 5.0 時代の先端技術の活用可能性の例

- ・ 空気、騒音、照度などの環境センシングによる保育環境の測定
  - ・ IoTカメラによる保育者や子供の行動解析
  - ・ 顔認証技術を活用した個々の子供の活動記録の自動抽出による保育記録の作成
  - ・ ウェアラブル型の動画カメラによる遊び中の社会性の計測
- 
- ・ 教職員の専門性向上
  - ・ 園の環境整備
  - ・ 保育記録の共有・質の向上
  - ・ 保育記録データの研修教材への活用
  - ・ 安全管理
  - ・ 教職員の事務的負担軽減
  - ・ 指導の充実

# Society5.0に向けた高等学校改革パッケージ



文部科学省

スーパーグローバルハイスクール  
506百万円 (843百万円)

◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組み高等学校等を指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。  
< H31年度：67校(継続指定) >

93 スーパープロフェッショナルハイスクール  
97百万円 (149百万円)

◆ 社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校(専攻科を含む)を指定し、実践研究を行う。  
< H31年度：20校(継続指定) >

## Society5.0 に向けたリーディングプロジェクト

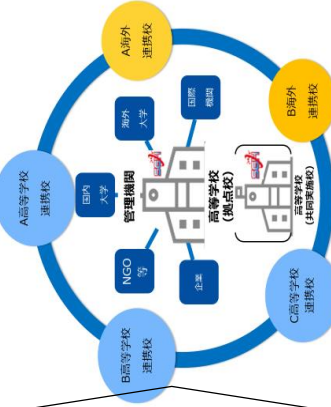
新たな社会を牽引する人材の育成

共通して求められる力の育成

これまでの事業成果を活用

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業  
167百万円 (新規)

◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、チーム等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムにおける拠点校を目指す。  
✓ 指定校数：10校程度 (150万円程度/年・校、および幹事校1校程度)



【取組例】  
・国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催  
・短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ  
・大学教育の先取り履修を単位認定する取組など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意 等

### 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

◆ 高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。  
✓ 指定校数：50校程度 (1校60万～100万円程度)

● 学校・地域のニーズに応じた類型で実施  
 <地域魅力化型> <普通科中心20校程度>  
 地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築  
 <グローバル型> <学科共通20校程度>  
 グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成  
 <プロフェッショナル型> <専門学科中心10校程度>  
 地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

スーパーサイエンスハイスクール ※継続  
2,309百万円 (2,219百万円)

※運営費交付金中の推計額

◆ 将来のイノベーション創出を担う科学技術人材を育成するため、教育課程等の改善に関する研究開発を含めた先進的な理数系教育を実施している高等学校をSSHに指定し支援。  
✓ 指定校数：H31年度新規指定 50校程度 (750～1200万円程度/年・校、指定期間5年)

【基礎枠 取組例】  
< H30年度：204校 >  
・学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程を編成  
・主体的・協働的な学びを重視  
・研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組  
・上記取組を高大連携や企業連携等により高度に実施

【重点枠 取組例】  
※更に高度な取組には追加支援 (500～1300万円/年・校)  
< H30年度：14校 >  
・高大接続による人材育成手法の開発・実証  
・カリキュラムや指導手法等の広域普及  
・海外の研究機関等との連携による共同研究  
・企業等との連携による地球規模課題の解決

400百万円 (新規)



## Society 5.0に向けたリレーディング・プロジェクト

## WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（2019年度新規）

## 事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベーションなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンス・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。
- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人；管理機関）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（研究開発の対象は小・中学校からも可能）
- ◆ 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて2年延長可）
- ◆ 指定校数：10校程度（幹事校1校程度）
- ◆ 支援金額：年間経費支援額の上限は1,500万円程度/件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて）

## 具体的な取組（例）

- ✓ グローバルな社会課題研究（SDGs、経済、政治、教育、芸術等のテーマ）のキャリア開発。
- ✓ 外国語や社会科学等の複数の教科を融合し、テーマと関連した融合科目「グローバル探究」等の学校設定科目の設定。
- ✓ テーマと関連した国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催。
- ✓ 短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ。
- ✓ 海外からのハイベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に授業・探究活動等を履修。
- ✓ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組（科目等履修生制度を活用）など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意。
- ✓ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践。
- ✓ ICTの活用による海外との連携の強化。
- ✓ 国内外の高校とのネットワークの構築。
- ✓ 外国語によるテーマと関連した課題研究論文を作成。
- ✓ 教員研修、セミナー等の実施。



【世界高校生水会議2018年7月】

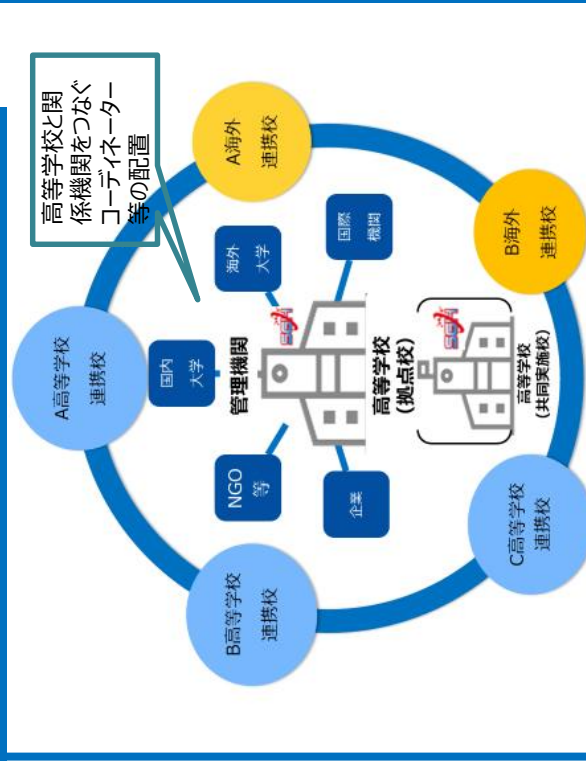
## Society 5.0に向けた人材育成

## 文理分断からの脱却 文理両方を学ぶ高大接続改革

大学教育の先取り履修を単位認定する取組なども含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラムコースを「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム」として創設する。高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加可能とする。これにより、国内外のトップ大学等にも入学できるようなグローバル・イノベーション人材を育成する。また、海外からのハイベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に英語での授業・探究活動等を履修することとする。

「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」  
文部科学大臣懇談会報告書（2018年6月5日）より

## アドバンス・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成



# 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

(新規)

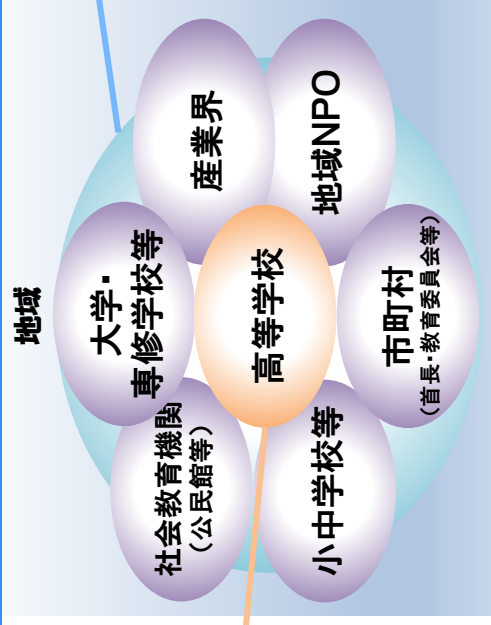
2019年度要求・要望額 400百万円



文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進すること、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

## 高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



### 高等学校

- ・地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- ・専門人材の配置等、学内における実施体制を構築

- ✓地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
- ✓学校の中だけではできない多様な社会体験

### コンソーシアム

- ・ 将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- ・ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定

- ✓ 高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やリターンが促進される
- ✓ 地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

## 標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

### 【プロフェッショナル型】 〈専門学科中心10校程度〉

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

- ～特徴・取組例～
- ・ 地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ・ 右のつくりに関する専門的な技術を身に付け、現場産業を支える人材を育成 など

### 【地域魅力化型】 〈普通科中心20校程度〉

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

- ～特徴・取組例～
- ・ 地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- ・ 衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

### 【グローバル型】 〈学科共通20校程度〉

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

- ～特徴・取組例～
- ・ グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- ・ 海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・ 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- ・ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など



## 16. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	43,249百万円)
2019年度要求・要望額	44,836百万円

### 1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

### 2. 内 容

平成31年度義務教育教科書購入費は、平成31年度から使用される中学校の「特別の教科 道徳」及び平成32年度から使用される小学校英語の教科書、また平成32年度から小学校3年生に配布される地図帳を無償給与するために、平成31年度に必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約448億円を計上。

#### (1) 予算額等の推移

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(要求)
予算額	412億円	411億円	416億円	432億円	448億円
定価改定率	+0.8%	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%

#### (2) 平成31年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース)

- ・ 小学校用教科書 3,866円 (教科書一冊あたり382円)
- ・ 中学校用教科書 5,387円 (教科書一冊あたり629円)

# 義務教育教科書の無償給与

2019年度要求・要望額 448億円  
(前年度予算額 432億円)



文部科学省

## ～ 理念 ～

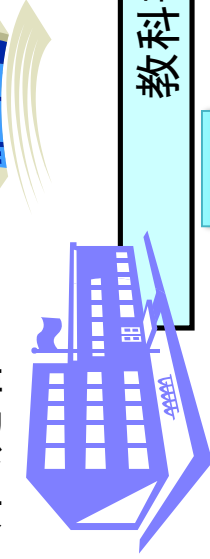
○憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

○次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施  
○教育費の保護者負担の軽減

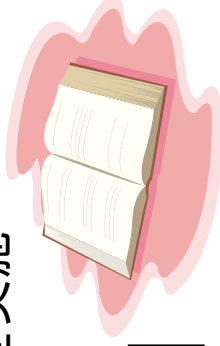
昭和38年の制度発足以来、  
国民の間に深く定着

国(文部科学省)

諸外国においても多くの国で教科書の無償制度を実施



(購入契約を締結)



教科書発行者・教科書供給業者



国立学校  
無償給与



公立学校  
無償給与



私立学校  
無償給与



義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(要求)
予算額	412億円	411億円	416億円	432億円	448億円
定価改定率	+0.8%	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%

平成31年度は小学校英語、中学校道徳の教科書等を無償給与するために必要な経費を新たに計上

(参考) 平成31年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース) ・ 小学校用 4,078円 ・ 中学校用 5,387円

(参 考)

# 2019年度東日本大震災復興特別会計概算要求

## 【初等中等教育局関係分】

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 42億円

---

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 24億円

・スクールカウンセラー 875人 など

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 18億円

・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置 (784人)

就 学 支 援 45億円

---

○被災地スクールバス・ボート購入経費 0.3億円

・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助

○被災児童生徒就学支援等事業 44億円

・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 5億円

---

○福島県教育復興推進事業 0.8億円

・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 3億円

・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援

○放射線副読本の普及 0.6億円

・学校における放射線に関する教育の支援として副読本を普及